

兵庫県立淡路文化会館
資料集

令和5年7月

兵庫県 県民生活部

【目次】

1	設置及び管理に関する条例	1
2	管理に関する規則	11
3	敷地内図	19
4	施設図	20
5	建物・工作物一覧表	21
6	県有備品一覧表	24
7	令和4年度スタッフ配置状況	29
8	管理経費等実績額調（令和2～4年度）	30
9	令和4年度修繕料の明細表	31
10	利用人数実績（令和2～4年度）	32
11	利用料金収入実績・稼働率（令和2～4年度）	33
12	各年度の基準額（指定管理料）	34
13	生活創造情報プラザ関連資料	35
14	施設利用の手引き	38
15	令和4年度高齢者大学年間講座	44

改正

昭和46年3月25日条例第21号
昭和47年10月11日条例第33号
昭和49年3月27日条例第30号
昭和50年3月18日条例第29号
昭和50年10月9日条例第46号
昭和54年3月14日条例第17号
昭和55年3月26日条例第7号
昭和55年12月18日条例第44号
昭和56年3月27日条例第11号
昭和57年3月27日条例第10号
昭和57年9月23日条例第34号
昭和58年3月16日条例第10号
昭和59年3月28日条例第5号
昭和59年6月29日条例第24号
昭和62年3月14日条例第5号
昭和63年3月26日条例第7号
平成5年3月29日条例第5号
平成8年3月27日条例第6号
平成15年3月17日条例第7号
平成16年3月26日条例第7号
平成16年3月26日条例第8号
平成17年3月28日条例第11号
平成17年9月21日条例第60号
平成18年9月28日条例第53号
平成19年3月16日条例第9号
平成22年3月19日条例第6号
平成23年3月17日条例第5号

平成24年3月21日条例第8号

平成26年3月20日条例第8号

平成29年3月23日条例第7号

平成31年3月19日条例第5号

兵庫県立丹波文化会館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 青少年及び成人の教養を高め、並びに地域文化の向上及び地域スポーツの振興を図るため、兵庫県立文化会館（以下「文化会館」という。）を置く。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
兵庫県立西播磨文化会館	たつの市新宮町宮内
兵庫県立淡路文化会館	淡路市多賀

(業務)

第3条 文化会館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化的行事を開催すること。
- (2) 社会教育及び学校教育に関する講座を開設し、並びに講習会、講演会、展示会等を開催し、並びにこれらのため施設を利用させること。
- (3) 郷土資料及び美術品を収集し、及び展示すること。
- (4) 図書及び視聴覚教材を整備し、並びにこれらを利用させること。
- (5) スポーツに関する行事等を開催し、及びこれらのために施設を利用させること。
- (6) 教育、文化及びスポーツに関する相談に応ずること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の目的を達成するために必要な業務

(利用の許可)

第4条 別表に掲げる文化会館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。

(利用の許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一

部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 文化会館の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に文化会館の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 文化会館の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 文化会館の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第6条 文化会館の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文化会館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、教育委員会の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、文化会館に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月25日条例第21号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第33号）

この条例は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則（昭和49年 3 月27日 条例第30号）

この条例は、公布の日から起算して 3 箇月をこえない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和49年教育委員会規則第11号で、同49年 6 月 1 日から施行）

附 則（昭和50年 3 月18日 条例第29号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年10月 9 日 条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和50年10月教育委員会規則第18号で、同50年11月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に、改正前の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、改正後の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年 3 月14日 条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中別表の改正規定（丹波文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及びトレーニング室の項並びに同部個人で利用する場合の款体育室の項及びトレーニング室の項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和54年 6 月規則第70号で、同54年 6 月10日から施行）

- 3 この条例の施行の前日に第 2 条の規定による改正前の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第 2 条の規定による改正後の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年 3 月26日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和55年 5 月規則第60号で、同55年 6 月 1 日から施行）

附 則（昭和55年12月18日 条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月27日 条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和56年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和56年度に兵庫県立高等学校（専攻科を除く。）に入学した者に係る入学料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和56年4月1日前に第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用、使用又は受講の許可を受けた者（第18条の規定による改正前の兵庫県立勤労青少年寮の設置及び管理に関する条例の規定に基づき寮室の利用の許可を受けた者を除く。）に係る使用料又は受講料の額については、第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和56年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る当該室料の額については、第12条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和56年度に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院及び兵庫県立農業大学校に入学した者に係る入学料の額については、第14条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定、第15条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第23条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和56年4月1日前に第27条の規定による改正前の兵庫県立都市公園条例の規定により発行した回数券については、同日から昭和57年3月31日までの間は、なお効力を有する。
- 8 昭和56年4月1日前に交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第32条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月27日条例第10号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月23日条例第34号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学、編入学又は再入学をした者（定時制の課程に編入学した者で別に教育委員会が定めるものを除く。）の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和58年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に第3条の規定による改正前の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月28日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和59年4月1日前に兵庫県立大学（附属幼稚園を除く。以下同じ。）に在学している者（聴講生及び研究生を除く。以下同じ。）の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和59年4月1日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の

額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

- 4 昭和59年4月1日前に第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和59年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る室料の額については、第11条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和59年4月1日前に第27条の規定による改正前の警察手数料条例の規定に基づき交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第27条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月29日条例第24号）

この条例は、昭和59年6月30日から施行する。

附 則（昭和62年3月14日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 5 施行日前に第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月26日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成5年3月29日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

5 施行日前に第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定（中略）兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例別表丹波文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及び同部個人で利用する場合の款体育室の項、同表西播磨文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及び同部個人で利用する場合の款体育室の項並びに同表淡路文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及び同部個人で利用する場合の款体育室の項に係る部分（中略）を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月27日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年3月17日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月26日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月26日条例第8号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第11号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日条例第60号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成22年3月19日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成23年3月17日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成26年3月20日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成29年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第1、別表第2並びに別表第4の15の部、36の部、58の部(5)の款、64の2の部備考(1)、65の部備考3(1)並びに66の部備考1(1)及び備考3(1)の改正規定並びに第2条、第4条から第15条まで、第17条から第45条まで及び第47条から第55条までの規定 平成31年10月1日

別表（第4条、第7条関係）

西播磨文化会館

区分	基準額						備考		
	開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで			
団 体 利 用 場 合	講堂	円 3,600	円 4,800	円 4,800	円 8,400	円 9,600	円 13,200	1 体育室を利用する場合で、その面積の2分の1以下の面積を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。 2 体育室を平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。	
	会議室	A	700	900	900	1,600	1,800		2,500
		B	400	400	500	800	900		1,300
	研修室	700	900	900	1,600	1,800	2,500		
	美術展示室	1,500	2,200	2,200	3,700	4,400	5,900		
	視聴覚教室	700	900	900	1,600	1,800	2,500		
	調理教室	600	900	900	1,500	1,800	2,400		
	陶芸教室	500	700	700	1,200	1,400	1,900		
体育室	2,300	2,800	2,800	5,100	5,600	7,900			
個 人 で 利 用 す る 場 合	体育室	1人1回につき					100円	1 小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。）は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 2 「1回」とは、開館時刻から12時まで、13時から17時まで又は18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。	
便利施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額								

全部改正〔昭和58年条例10号〕、一部改正〔昭和59年条例5号・62年5号・平成5年5号・15年7号・16年7号・8号・18年53号・19年9号・22年6号・23年5号・24年8号・26年8号・29年7号・31年5号〕

淡路文化会館

区分	基準額						備考	
	開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで		
団 体 利 用 場 合	講堂	円 3,600	円 4,800	円 4,800	円 8,400	円 9,600	円 13,200	1 体育室を利用する場合で、その面積の2分の1以下の面積を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。 2 体育室を平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。
	会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	
	美術展示室	1,500	2,200	2,200	3,700	4,400	5,900	
	視聴覚教室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	
	調理教室	600	900	900	1,500	1,800	2,400	
	体育室	2,300	2,800	2,800	5,100	5,600	7,900	
個 人 で 利 用 す る 場 合	体育室	1人1回につき					100円	1 小学校の児童及び中学校の生徒は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 2 「1回」とは、開館時刻から12時まで、13時から17時まで又は18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。
便利施設	使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額							

一部改正〔昭和55年条例7号・44号・56年11号・57年34号・59年5号・62年5号・平成5年5号・15年7号・16年7号・8号・18年53号・19年9号・22年6号・23年5号・24年8号・26年8号・29年7号・31年5号〕

【兵庫県立文化会館の管理に関する規則】

昭和45年4月1日教育委員会規則第16号

改正

昭和46年3月31日教育委員会規則第10号

昭和46年12月28日教育委員会規則第20号

昭和47年4月1日教育委員会規則第26号

昭和47年9月30日教育委員会規則第29号

昭和47年11月1日教育委員会規則第30号

昭和50年3月31日教育委員会規則第14号

昭和50年8月1日教育委員会規則第16号

昭和51年8月1日教育委員会規則第12号

昭和54年4月1日教育委員会規則第12号

昭和62年4月1日教育委員会規則第8号

平成4年10月26日教育委員会規則第19号

平成15年3月25日教育委員会規則第7号

平成16年3月26日教育委員会規則第14号

平成22年3月31日教育委員会規則第6号

平成23年3月29日教育委員会規則第8号

平成26年3月28日教育委員会規則第7号

兵庫県立丹波文化会館の管理に関する規則をここに公布する。

兵庫県立文化会館の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号。以下「条例」という。)第8条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例(平成16年兵庫県条例第2号)第4条の規定に基づき、兵庫県立文化会館(以下「文化会館」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 文化会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 文化会館の開館時間は、9時から21時までとする。ただし、20時以降は、入館することができない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(施設の利用の許可等)

第4条 条例第4条の規定により文化会館の施設を利用しようとする者は、文化会館利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、文化会館利便施設利用許可申請書(様式第2号。以下「利便施設利用許可申請書」という。)に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

3 教育委員会は、利用許可申請書又は利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、文化会館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ文化会館利便施設利用内容変更承認申請書(様式第3号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(利用の許可の基準等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 文化会館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があるとき。

2 前条第3項の場合において、教育委員会は、文化会館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

(利用料金の基準額)

第6条 条例別表の規定により教育委員会規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(規制)

第7条 文化会館に入場した者は、文化会館の秩序の維持並びに施設及び設備の管理上必要な指示に従わなければならない。

(管理)

第8条 条例及びこの規則に基づく教育委員会の権限のうち、条例第7条第3項及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、文化会館の管理に関して必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日教育委員会規則第10号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年12月28日教育委員会規則第20号)

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日教育委員会規則第26号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年9月30日教育委員会規則第29号)

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則 (昭和47年11月1日教育委員会規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(兵庫県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

2 兵庫県教育委員会事務局組織規則(昭和41年兵庫県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号及び第10条第9号中「丹波文化会館」を「文化会館」に改める。

附 則(昭和50年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年8月1日教育委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年8月1日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日教育委員会規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日教育委員会規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年10月26日教育委員会規則第19号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教育委員会規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成23年3月29日教育委員会規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第1条又は第2条による改正前の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月28日教育委員会規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

西播磨文化会館体育室を平日に団体で利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
金額	1,900円	2,200円	2,200円	4,100円	4,400円	6,300円

淡路文化会館体育室を平日に団体で利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
金額	1,900円	2,200円	2,200円	4,100円	4,400円	6,300円

文化会館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 - - 番

次のとおり申請します。

集会の名称							
利用の目的							
利用予定 人員	男 女	人 人	計 人	※ 利用実人員	男 女	人 人	計 人
利用する施設 の名称							
利用する設 備器具の名称							
期 間	年	月	日	時から	時まで	日間	
※ 備 考							
※ 使 用 料	円						

（注）※印の欄は、申請者において記入しないでください。

文化会館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話.....番

次のとおり申請します。

利便施設の用途	
利用許可を受けようとする利便施設	
利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
※備 考	
※使 用 料	円

- (注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。
2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号（第4条関係）

文化会館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

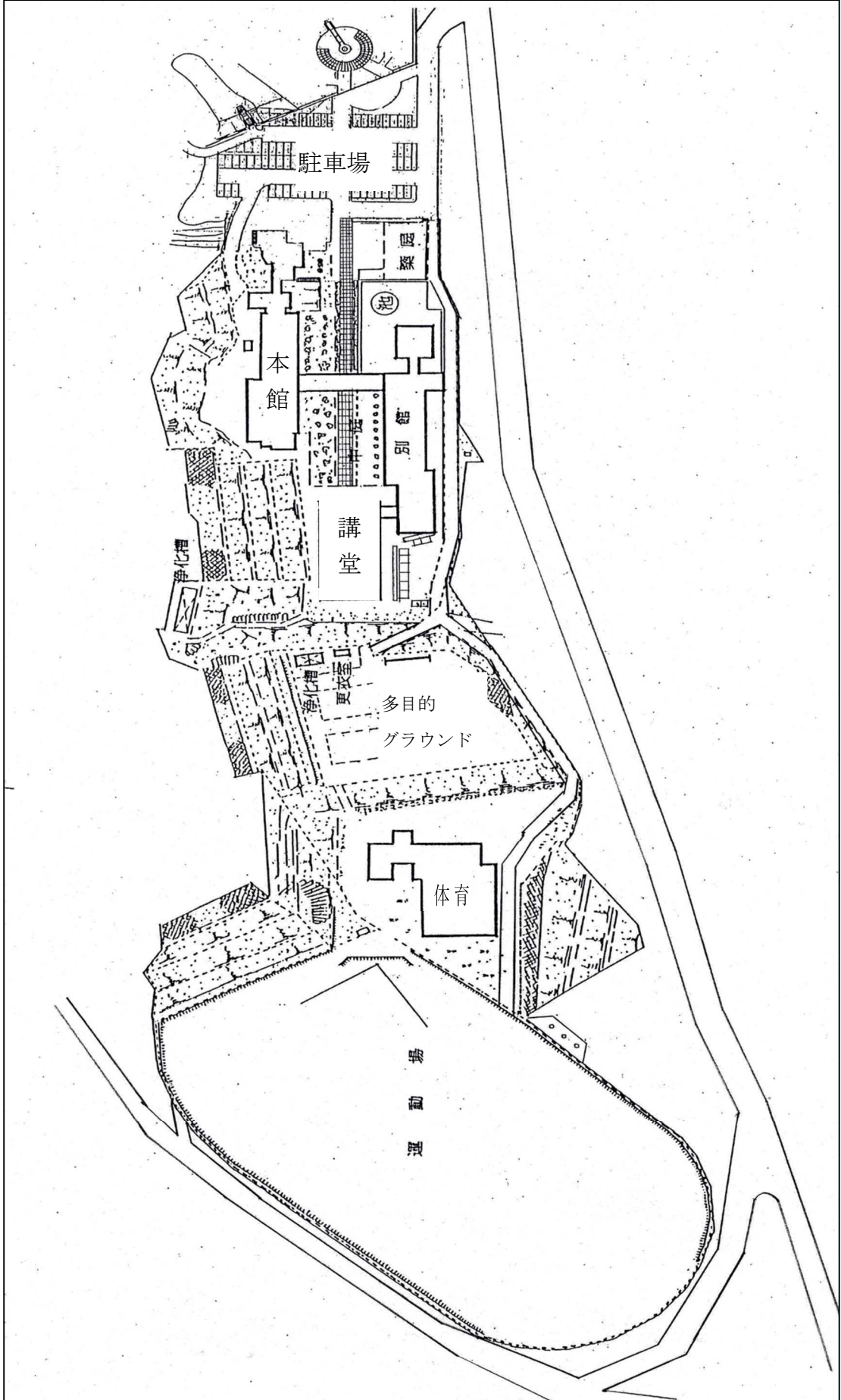
.....
電話.....番

次のとおり申請します。

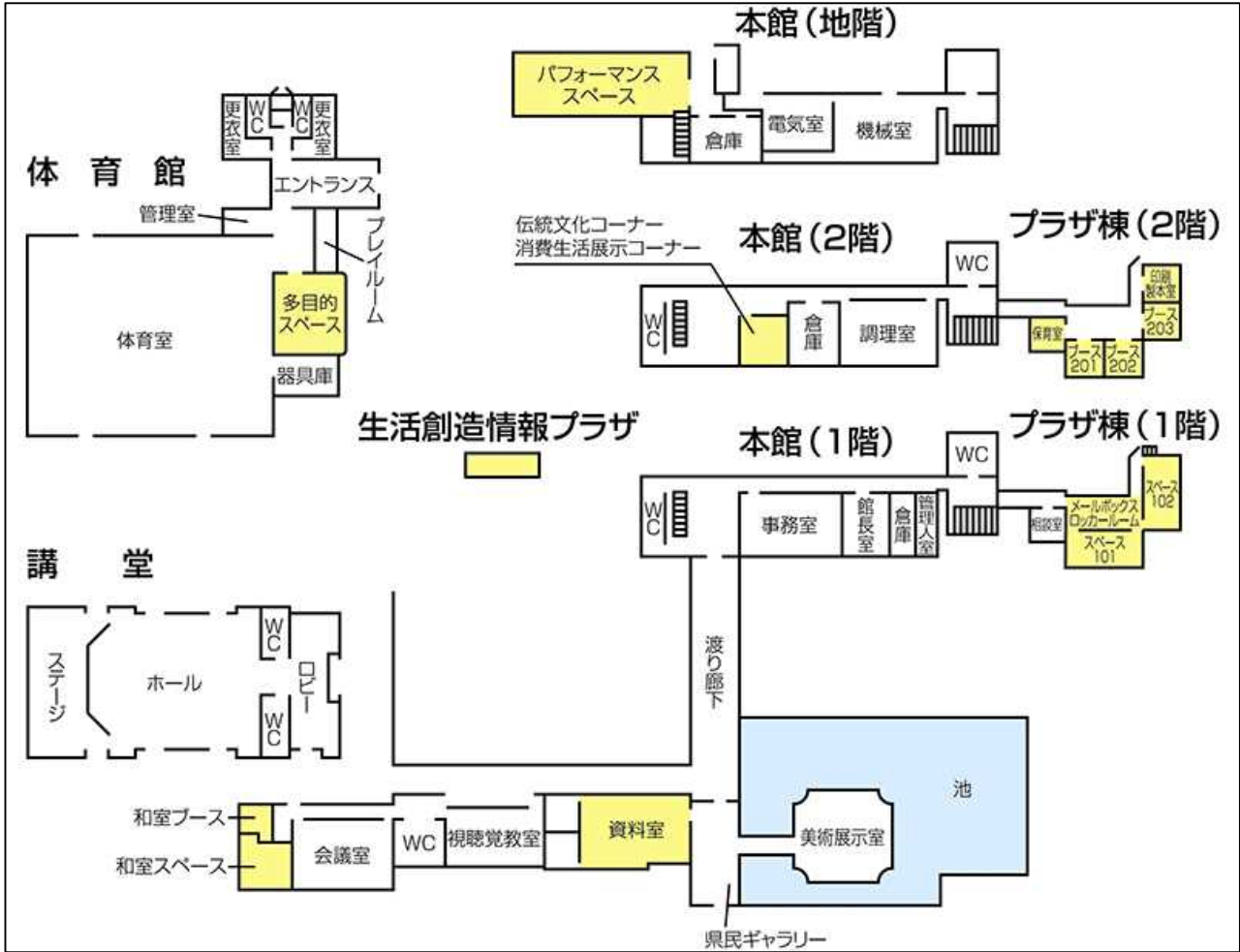
	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の内容	利便施設の用途		
	利用許可を受けようとする利便施設		
	利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 理 由			

（注） 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

【敷地内図】



【施設図】



【建物・工作物一覧】

1 建物

所在地	建物の名称	建面積 (延)	備考
淡路市多賀槇ヶ谷	本館	1,334.63	昭和47年7月26日
	別館	744.80	昭和47年7月26日
	講堂	717.57	昭和47年7月26日
	会館 (プラザ等)	347.39	昭和49年3月31日
	体育館	1,137.01	昭和55年4月27日

2 工作物

所在地	種類及び名称	数量	備考
淡路市多賀槇ヶ谷	門 (鉄製)	2 個	昭和57年10月7日取得
	囲障 (金網フェンス)	274.00m	昭和51年3月30日取得
	囲障 (金網フェンス)	47.00m	昭和57年10月7日取得
	給水設備 (給水配管外一式)	1 個	昭和47年11月30日取得
	築庭 (築山)	1 個	昭和47年10月31日取得
	築庭 (築山)	1 個	昭和48年12月27日取得
	築庭 (花壇)	1 個	昭和55年4月27日取得
	築庭 (花壇)	1 個	昭和59年12月25日取得
	池井 (防水コンクリート造)	1 個	昭和47年10月31日取得
	舗床 (アスファルト舗装)	1 個	昭和59年12月25日取得
	照明設備 (鋼管柱、外灯)	1 個	昭和47年10月20日取得
	消火設備 (消火設備一式)	1 個	昭和47年11月30日取得
	浄化設備 (鉄筋コンクリート造 (470人槽))	1 個	昭和47年10月20日取得
浄化設備 (鉄筋コンクリート造 (480人槽))	1 個	昭和55年4月26日取得	

浄化設備（鉄筋コンクリート造（合併汚水処理槽））	1 個	昭和 55 年 4 月 27 日取得
浄化設備（鉄筋コンクリート造（池の浄化設備））	1 個	昭和 60 年 3 月 30 日取得
通信設備（電話設備（構内引入用配管、ハンドホール））	1 個	昭和 47 年 10 月 20 日取得
通信設備（屋外放送設備（配線ケーブル、スピーカー））	1 個	昭和 47 年 10 月 20 日取得
貯そう（貯油地下タンク（鋼板製））	1 個	昭和 47 年 11 月 30 日取得
土留め（鉄筋コンクリート造）	1 個	昭和 47 年 10 月 20 日取得
かまど及び炉（焼却炉）	1 個	昭和 61 年 3 月 31 日取得
電気設備（電気設備一式）	1 個	昭和 47 年 10 月 20 日取得
国旗掲揚柱（アルミ製ポール）	1 個	昭和 47 年 10 月 20 日取得
国旗掲揚柱（鉄製ポール）	1 個	昭和 51 年 3 月 30 日取得
国旗掲揚柱（アルミ製ポール）	1 個	昭和 55 年 4 月 27 日取得
手足洗い場（鉄筋コンクリート造）	1 個	昭和 57 年 10 月 7 日取得
バックネット（鉄骨）	1 個	昭和 51 年 3 月 30 日取得
体育設備（テニスコート一式（クレーコート））	1 個	昭和 57 年 10 月 7 日取得
体育設備（テニス練習板（鉄筋コンクリート造））	1 個	昭和 57 年 10 月 7 日取得
体育設備（サッカーゴール（角鉄製））	1 個	昭和 51 年 3 月 30 日取得
階段（鉄筋コンクリート造）	1 個	昭和 47 年 10 月 20 日取得
階段（鉄筋コンクリート造）	1 個	昭和 58 年 3 月 31 日取得
諸標（進入路標示板（鉄骨プラスチック両面看板））	1 個	昭和 60 年 3 月 16 日取得
雑工作物（ポンプ室（コンクリートブロック造））	1 個	昭和 47 年 10 月 20 日取得

雑工作物（自家発電設備(屋外キュービクル型)）	1 個	昭和 53 年 12 月 20 日取得
雑工作物（ハンキングバスケット）	3 個	昭和 59 年 4 月 1 日取得
築庭（ゴロタ石敷並、碎石、景石）	69.00m	昭和 62 年 3 月 31 日取得
雑工作物（太陽電池時計）	1 個	昭和 63 年 3 月 31 日取得
渡り廊下（鉄筋コンクリート造）	162.00 m ²	昭和 47 年 10 月 20 日取得
雑工作物（カーブミラーφ600）	1 個	平成 7 年 8 月 11 日取得
体育設備（コンクリートブロック）	2 個	平成 9 年 3 月 31 日取得
車庫（鉄骨スレート葺き車庫屋根工事）	1 個	平成 11 年 3 月 31 日取得
諸標（施設案内板）	1 個	平成 13 年 3 月 31 日取得
雑工作物 （スチール焼付塗装）	1 個	平成 18 年 3 月 28 日取得
雑工作物 （スチール焼付塗装）	1 個	平成 18 年 3 月 28 日取得
雑工作物 （スチール焼付塗装）	1 個	平成 18 年 3 月 28 日取得
雑工作物 （軽量鉄骨造、スレート葺）	1 個	昭和 60 年 1 月 30 日取得

【県有備品一覧表】

(1) 備品

品名	形質・形式	数量
賞状用の館長印	25mm平方 横彫り	1
両袖机	LDX1670-AB ライオン	1
事務机 いす		15
脇机		5
会議机	ライオンデリカテーブル (M3チーク)	68
会議机		28
折りたたみ式会議テーブル		22
ミーティング用テーブル	コクヨMT-51	1
ミーティングテーブルコネクティングシステム		3
ミーティングテーブル		2
スタッキングテーブル		1
会議机 (小)		15
講演台		6
講演台	コクヨS-50	1
演台		1
演壇		1
演台		1
和室机		8
カウンター		1
事務椅子		12
事務用椅子	ライオンNO. 551	1
パソコン用回転椅子	NO. 287F	4
事務用椅子	CR-G150F4HA64W	1
事務用椅子	CR-G675F6	3
事務用椅子B型		1
会議椅子		14
会議椅子 (スタッキングチェア)		200
スタッキング椅子		60
応接セット		3
応接セット		1
食卓用テーブル		106
パソコンデスク	SUC-086F	4
エンドテーブル (パソコン用プリンター)	SUC-043A	1
作業用テーブル		1
金庫	ピタゴラス110 IC・PTG1620	1
書類保管庫		26
ワゴン	SUC-126TW	1
スクールロッカー	コクヨ8LK-HT18LF1	1
スクールロッカー	コクヨ8LK-H12LF1	1
ロッカー12人用	ウチダ	2
書庫	ライオン	2
スチール書庫	ライオン	1
カード保管庫		8
パンフレットスタンド	ZR-PS113	4
パンフレットケース	PA4-230N	1
イトーキビデオテープキャビネット	BSV-25-WE	1
衣類保管庫		18
展示ケース		12
倉庫		1
書庫		15
書庫	WK-76S	1
書庫	365N	1
書庫	540N	1

書庫	545N	1
ホームラック	コクヨHR-5F1	9
木製書庫		11
木製書庫	SQ・BS85H	1
木製書庫	SQ・BS60H	1
スチールロッカー	コクヨVM-S79SSWNN	15
鍵・印箱		4
清掃箱		6
テレビ台		3
スロープ台		2
映写台		1
アルミ三脚		1
ポスタープリンター	2000WIDE	1
断裁機	ライオンNO. 615	1
カメラ	ペンタックススエスピオ140M	1
デジタルカメラ	POWER SHOT A75	1
DVDビデオカメラ	DZ-MV580	1
デジタルカメラ	ニコンC72540	1
ビデオカメラ	FDR-AX60	1
赤外線サーモグラフィ	E4 Wi-Fi 2-8605-11	1
サーマルカメラ	FDR-AX62	2
O・H・P		1
プロジェクター	ELP-820	2
プロジェクター	ELP-1705	1
プロジェクター	LV-WU360	2
DVD (空から見た兵庫県)		1
DVD (淡路の人形浄瑠璃)		1
DVD (古寺巡礼)		1
DVD (産業公園淡路)		1
DVD (ひょうご空の旅)		1
DVD (ふるさと紀行淡路編)		1
DVD (ふるさと紀行丹波但馬編)		1
DVD (ふるさと紀行摂津編)		1
DVD (ふるさと紀行東播磨編)		1
DVD (ふるさと紀行西播磨編)		1
DVD (兵庫-詩情のふるさと-)		1
DVD (兵庫ニュース「瀬戸内海を美しく」)		1
DVD (兵庫ニュース「新春を祝う」)		1
DVD (兵庫ニュース「淡路文化会館オープン」)		1
DVD (恵比寿舞)		1
DVD (五尺踊り)		1
三脚 (VTR用)		1
カセットレコーダー		2
DVDレコーダー	DVRW200	1
DVDデッキ	シャープDVIRW35	1
パソコン	DELLノートパソコン	1
パソコンソフト	ノートインターネットセキュリティ	3
パソコンソフト	フォトショップ6.0	1
パソコンソフト	ホームページビルダー-ver6トクトクパック	1
パソコンソフト	マイクロソフトパブリッシャー-ver2002	1
パソコンソフト	アクロバットリーダー-6.0	1
NAS	バッファロー-TS3400DN0404	1
車椅子		1
手押し車		4
道具運搬車		1
マット運搬車		1
台車		6

チェアポーター	M型	19
生涯学習情報ファイル		2
ダンス		3
パーティーション (美術展示室)		12
衝立 (間仕切り)		4
FKパネル		10
FKポール		6
耐震ポール	平安伸銅	15
パネル	トップパネルSUC-08TP-B	2
パネル	サイドパネルSUC-SP-B	2
表示板		34
黒板		1
掲示板	HB-TIN	2
スタンド式掲示板	NR31	1
ホワイトボード	ウチタ 6-191-2000	2
ホワイトボード	ウチタ 6-191-2010	1
額 (知事揮毫)		1
テレビ	ナショナルTH-21ZX3	2
テレビ	ナショナルTH-25EA1	1
テレビ	小型テレビデオ	2
テレビ	ビデオテレビ VTI7DV30	2
テレビ	シャープ 液晶テレビ LC-13K10S	1
テレビ	パナソニック プラズマテレビ TH-42PZ700SK	1
講堂照明器具		8
池掃除用ポンプ		1
塗盆 (賞状用)		1
下駄箱		1
賞状盆		1
シューズボックス	SB-093SN	1
炊飯器		7
炊飯器	リンナイRR-50S	1
湯沸器		2
湯沸器	パロマPH-5BV	2
オーブンレンジ	NE-J2	1
冷凍冷蔵庫	NR-1317T1	2
調理台		3
流し台		1
食器棚		5
舞台上照明機器		3
研磨機		1
機械作業工具		1
二連はしご		1
草刈機		1
草刈機	ヤンマー-SRYBZ253A	2
閲覧用図書		1,722
バレー支柱		2
バレーボールネット		1
ジャバラ式バスケット台		1
練習用バスケット台		2
ボールかご		2
テニスポスト		1
テニス用床金具		1
中央用防球ネット		1
防球ネット		8
移動式バックネット (野球用)		1
防球ネット (テニス)		7
硬式テニスネット		1

卓球台		8
ライン引き		2
ローラー		1
けんばん楽器		2
携帯電話	NTTドコモ F-10B	1
デジタル簡易無線機	IC-DPR4CLITE	6
マイク (スタンド共)		2
ワイヤレスマイク		4
マイク		3
マイク	ナショナルWM329	2
ダイナミックマイク	ナショナルWM332	2
コンデンサーマイク		1
アンプ		1
ワイヤレスチューナー		2
プレーヤー		1
メガフォン		1
マイクロフォン	卓上台付き	1
マイクスタンド	ナショナルWN173	2
拡声器		1
ワイヤレスマイク (視)		1
ワイヤレスマイク (体)		1
ワイヤレスマイク	パナソニック WX-4212C ハットヘルム	2
ワイヤレスマイク	パナソニック WX-4370B ハットセット型	1
警報器		1
レーザーディスクシステム		1
モニタースピーカー	EVZXI-90	2
ファンコイルユニット	三菱2V-600FE	4
エアコン	CS-BA22S	1
エアコン	CS-AG25K	1
エアコン		1
エアコン		1
ガスストーブ	R-1290PMSZ	2
ガスストーブ	R-1290VMSIII	2
ガスストーブ	リナイR-891VMSIII	4
コタツ		2
扇風機		6
消火器	ABC10型	36
自動体外式除細動器		1
絵画	25号 三浦市太郎	1
絵画	6号 大橋良三	1
絵画	25号 酒井銀河	1
絵画	100号 安岡義春	1
絵画		1
絵画		1
俳画	10号 奥田雀草	1
俳画	30号 奥田雀草	1
書	150*50 松野城陽	2
写真 (カラー)	40*51 宗虎亮	2
写真	90*200 宗虎亮	1
写真	90*57 樽井真邦	1
かくし絵		1
彫刻	鳥と石 桂修	1
彫刻台座		1

(2) 重要物品

品名	形質・形式	数量
彫塑	フィロス 竹内巖	1
彫塑	淡 宮本光庸	1
絵画	淡路人形 大歳敏秋	1

【令和4年度スタッフ配置状況】

役職	職員数	主な業務
館長	1名 (非常勤嘱託員1)	施設運営の統括
副館長	1名(正規1)	総務事務の総括、職員の身分取扱、文化会館事務の調整
主事	1名(正規1)	施設の管理運営全般、庶務、会計経理、給与等、財産・備品の維持管理
生活創造活動 専門員	1名(正規1)	生活創造活動に関する講座の開催、生活創造グループ・団体活動支援業務
文化専門員	3名(正規3)	文化及びスポーツに関する講座の開催、地域文化団体事務局に関する業務
主任技師	1名(正規1)	冷暖房機器の運転管理、公用自動車の運転管理
受付事務員	2名 (非常勤嘱託員1) (日々雇用職員1)	利用受付案内、予約管理、文書管理に関する業務
庁舎管理事務 員	3名 (非常勤嘱託員3)	夜間における利用受付案内、その他庶務に関する業務
計	13名 (正規7、非常勤6)	

【管理経費等実績額調（令和2～4年度）】

(単位：千円)

区分	光熱水費			通信費	H P 運営費
	電気代	ガス代	水道代		
令和2年度	2,305	156	473	407	309
令和3年度	2,072	88	428	430	121
令和4年度	3,911	142	379	473	121

【令和4年度修繕料の明細表】

(単位：円)

内 容	金 額
印刷室輪転機排紙フェンス等修理	3,400
和室スペース空調機修理	77,000
事務室空調機修理	8,800
体育外トイレフラッシュバルブ修理	21,450
本館・別館通路軒裏露筋補修工事	163,350
資料室空調機修理	719,950
伐採木清掃作業工事	14,218
舗装穴あけ作業工事	8,168
講堂電気幹線配線改修工事	9,790,000
印刷機修理	21,560
LP ガス調整器更新取付交換	57,200
体育館内放送スピーカー修繕	125,400
本館1階トイレ手洗排水つまり点検修理	6,600
講堂舞台幕開閉装置修繕	52,250
多目的グラウンド整地工事	54,450
別館出入口ドア修繕	22,000
消防設備更新(消火器・誘導灯)	407,330
	11,553,126

※令和5年度において、指定管理者公募化に向けた大規模修繕（設備更新等）を実施中。

【利用人数実績（令和2～4年度）】

（単位：人）

区 分	有料施設						小 計	無料施設		小 計	合 計	
	講堂	会議室	視聴覚教室	調理教室	体育室	美術展示室		グラウンド	生活創造プラザ			
R2年度	4月	0	20	2	0	60	0	82	43	19	62	144
	5月	0	0	0	0	107	0	107	15	3	18	125
	6月	338	46	50	0	338	0	772	209	175	384	1,156
	7月	274	106	22	0	152	398	952	626	247	873	1,825
	8月	78	55	12	0	160	593	898	561	168	729	1,627
	9月	251	41	40	0	110	369	811	426	316	742	1,553
	10月	516	88	111	0	287	1,166	2,168	560	413	973	3,141
	11月	331	74	78	0	312	812	1,607	601	393	994	2,601
	12月	103	99	76	9	79	434	800	447	372	819	1,619
	1月	228	94	60	6	50	772	1,210	453	355	808	2,018
	2月	194	112	53	0	25	728	1,112	810	318	1,128	2,240
	3月	297	76	27	0	574	985	1,959	567	367	934	2,893
合 計	2,610	811	531	15	2,254	6,257	12,478	5,318	3,146	8,464	20,942	
R3年度	4月	91	65	34	0	273	473	936	193	400	593	1,529
	5月	25	29	19	0	225	354	652	185	155	340	992
	6月	315	163	101	0	494	1,509	2,582	479	374	853	3,435
	7月	607	88	73	0	282	895	1,945	475	533	1,008	2,953
	8月	437	162	50	0	335	1,318	2,302	788	354	1,142	3,444
	9月	169	77	48	0	290	869	1,453	163	320	483	1,936
	10月	396	117	138	0	260	136	1,047	376	634	1,010	2,057
	11月	344	78	45	0	447	1,392	2,306	419	534	953	3,259
	12月	376	214	131	10	178	836	1,745	268	595	863	2,608
	1月	231	128	137	20	189	1,045	1,750	294	515	809	2,559
	2月	140	106	88	0	84	800	1,218	276	397	673	1,891
	3月	632	95	82	0	536	990	2,335	302	339	641	2,976
合 計	3,763	1,322	946	30	3,593	10,617	20,271	4,218	5,150	9,368	29,639	
R4年度	4月	337	62	136	0	277	466	1,278	597	516	1,113	2,391
	5月	545	171	110	12	348	913	2,099	573	454	1,027	3,126
	6月	420	245	132	6	204	833	1,840	460	649	1,109	2,949
	7月	504	155	136	58	494	1,087	2,434	460	781	1,241	3,675
	8月	50	148	89	0	10	1,050	1,347	577	101	678	2,025
	9月	369	151	83	13	389	1,263	2,268	493	618	1,111	3,379
	10月	1,168	236	177	57	206	1,573	3,417	2,780	654	3,434	6,851
	11月	289	134	92	10	274	1,182	1,981	578	576	1,154	3,135
	12月	197	92	123	38	262	800	1,512	312	603	915	2,427
	1月	305	53	83	78	56	649	1,224	572	573	1,145	2,369
	2月	552	126	126	11	300	1,032	2,147	410	720	1,130	3,277
	3月	527	67	54	71	633	1,028	2,380	445	728	1,173	3,553
合 計	5,263	1,640	1,341	354	3,453	11,876	23,927	8,257	6,973	15,230	39,157	

【利用料金収入実績・稼働率(令和2～4年度)】

1 令和2年度

区分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
講堂	158,400	936	106	11.3%
会議室	25,400	936	83	8.9%
美術展示室	0	624	352	37.6%
視聴覚教室	60,500	936	122	13.0%
調理教室	2,100	936	3	0.3%
体育室	339,200	936	179	19.1%
多目的グラウンド	0	436	57	8.3%
グラウンド	0	436	134	19.5%
合計	585,600	6,176	1,036	16.7%

2 令和3年度

区分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
講堂	169,200	1,026	116	11.3%
会議室	45,900	1,026	104	10.1%
美術展示室	0	684	508	74.2%
視聴覚教室	55,900	1,026	123	12.0%
調理教室	3,000	1,026	4	0.4%
体育室	535,500	1,026	292	28.5%
多目的グラウンド	0	746	51	6.8%
グラウンド	0	746	163	21.8%
合計	809,500	7,306	1,361	18.6%

3 令和4年度

区分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
講堂	139,200	1,071	117	10.9%
会議室	37,200	1,071	114	10.6%
美術展示室	0	714	540	75.6%
視聴覚教室	64,500	1,071	136	12.7%
調理教室	22,500	1,071	31	2.9%
体育室	521,600	1,071	343	32.0%
多目的グラウンド	0	776	88	11.3%
グラウンド	0	776	173	22.0%
合計	785,000	7,621	1,542	20.2%

【各年度の基準額（指定管理料）】

指定管理料の金額については、次の各年度の基準額を上限とする範囲内で提案すること。
また、年度ごとの基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

年度	基準額
令和6年度	61,336,000円
令和7年度	61,336,000円
令和8年度	61,336,000円
令和9年度	61,336,000円
令和10年度	61,336,000円

※基準額は確定予算ではありません。

また、兵庫県議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合等には、県と指定管理者が協議の上、指定管理料を変更することがあります。

【生活創造情報プラザ関連資料】

淡路生活創造活動グループ登録制度取扱要領

淡路文化会館

- 1 目的

淡路地域の生活創造活動グループ（以下「グループ」という）の活動の支援と、グループ間の相互交流を推進するため「淡路生活創造活動グループ登録制度」を設ける。
- 2 登録できるグループ
 - (1) 淡路地区に活動の拠点があり、淡路地区で活動していること。
 - (2) 地域文化・芸術文化や消費生活をはじめ、子育て・青少年育成、男女共同参画、健康福祉、環境・緑化などの生活創造活動を行っていること。
 - (3) 政治、宗教に関する活動、あるいは営利目的など、淡路文化会館の業務になじまない活動をしていないこと。
- 3 登録グループへの支援内容
 - (1) 淡路文化会館の生活創造情報プラザの施設の利用
 - (2) 淡路文化会館の生活創造情報プラザの設備の利用
 - (3) 淡路文化会館の催しの案内
 - (4) 淡路文化会館の職員による活動に必要なアドバイス
 - (5) 活動に必要な資料等の提供
 - (6) 必要に応じた講師や助言者の紹介・斡旋
 - (7) グループ間の相互の交流機会・場の提供
- 4 利用できる施設

生活創造情報プラザ

① スペース（101、102）	② 伝統文化コーナー
③ プラザルーム	④ 保育室
⑤ ブース（201、202、203）	⑥ プラザ広場
⑦ 印刷製本室	⑧ パフォーマンススペース
⑨ 資料室	⑩ 和室（スペース、ブース）
⑪ 多目的スペース	
- 5 利用できる設備
 - (1) 印刷機器類（印刷製本室内 ①印刷機 ②紙折機 ③丁合機 ④拡大機）
 - (2) グループロッカー
 - (3) テレビ、ビデオ（プラザルーム、プラザ広場で使用可）
 - (4) DVDデッキ
 - (5) プロジェクター
- 6 グループ登録等の方法
 - (1) 登録の方法

「淡路生活創造活動グループ登録申込書」（様式1）に必要事項を記入のうえ申し込む。
 - (2) 変更・抹消の方法

「淡路生活創造活動グループ登録変更・抹消届」（様式2）に必要事項を記入のうえ届け出る。
- 7 その他

この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、手引きで定める。

附 則

改正後の制度の規定は、平成22年6月21日から適用する。

（沿革）

平成12年2月28日制定、平成14年7月8日、平成17年4月1日、平成18年10月1日改正

生活創造情報プラザの施設・設備の利用の手引き

淡路文化会館

1 生活創造情報プラザとは

生活創造情報プラザとは、淡路文化会館に登録された生活創造活動グループの施設です。地域文化や消費生活をはじめ子育て、青少年育成、男女共同参画、健康福祉、環境、緑化などの様々な分野にわたる生活創造活動を行っているグループのミーティングや発表、情報誌の作成などに利用できる施設を備えています。

また、伝統文化コーナーでは、伝統文化に関する図書やビデオ、DVDソフト、消費生活、環境・資源問題、生涯学習などの図書やビデオソフト、展示パネルの閲覧や貸出しを行っています。

2 利用等ができる施設及び設備

施設・設備	定員等	利用内容	付属設備	
伝統文化コーナー	17㎡	閲覧・貸出し 等	—	
パフォーマンススペース	50人	発表会・交流会・展示・各種練習 等	ミーティング用机・椅子	
スペース101	10人	学習会・ミーティング 等	インターネット接続(102) ※パソコンは持ち込み ミーティング用机 ミーティング用椅子	
スペース102	20人			
ブース201	10人			
ブース202	10人			
ブース203	10人			
プラザルーム	25人			
資料室	50人			テレビ・ビデオ
和室スペース	15畳			長机・椅子
和室ブース	8畳			座卓・座布団
プラザ広場	30人			発表会・交流会・各種練習 等
多目的スペース	95㎡	火鏡		
保育室	10人	お子様同伴の方の利用	—	
印刷製本室	—	会報・チラシ・資料等の印刷製本	印刷機・紙折機・ 丁合機・拡大機	
グループロッカー	—	1グループ1個	—	

3 利用できる日及び時間

原則、淡路文化会館の開館日(9:00~21:00)

※年末年始(12/29~1/3)は休館。

4 利用方法及び注意事項

(1) 伝統文化コーナーの利用

- ①自由に利用していただきます。
- ②映像ソフトや図書の借用を希望される場合は、「ライブラリー利用申請書」に記入のうえ、事務室まで申し込んでください。(借用期間は原則として2週間以内)
- ③パネル等の展示品の借用を希望される場合は、あらかじめ事務室に申し出、借用期間や物品等を調整のうえ、利用の許可を受けてください。

(2) 生活創造情報プラザの利用

① 申し込み方法

ア 別に定めるところによりグループ登録のうえ、利用を希望する日の属する月の3ヶ月前の月の初日(閉館日・土・日・祝日を除く)の午前10時から受け付けます。

※受付先着順（同着の場合は窓口受付分を優先します。）

*初日以降は閉館日を除き随時、予約受付します。（午前9時から午後9時まで）

イ 利用申込書1枚につき、1日分の活動を記入ください。

ウ 淡路文化会館（以下「会館」という）の業務に差し支える場合には、変更あるいはお断りする場合があります。

② 利用上の注意事項（「淡路文化会館ご利用について」もお読みください。）

ア 特定の政治目的・宗教目的に関する活動、あるいは営利目的などには利用できません。

イ 印刷製本室の利用は、印刷関連作業のみに限り、1時間を目処としてください。

ウ 事務用品、印刷用紙等は各グループで用意してください。

エ 利用終了時には、整理整頓し、机や椅子、機器などをもとの位置に戻してください。

（注）印刷機（リソグラフ）の利用は一箇月につき5,000枚までは無料としますが、5,000枚を超える場合は、インク代として3,500円お支払い頂きます。さらに5,000枚を超えるごとに3,500円を加算してお支払い頂きます。**なお、印刷原稿1枚につき30枚以内の印刷をされる場合は、原稿をお預りし、事務所内のコピー機にて対応させて頂きます（利用申込書の利用施設機器等の欄は「印刷室利用」の旨でお書きください）。**

（3）保育室の利用

利用される場合は、グループで付き添いされる方を確保して利用してください。

（4）グループロッカーの利用

①登録グループは、所定の様式（様式1）で申込みをすれば、指定のグループロッカーを利用できます。

②ロッカーには資料や事務用品等を保管することができます。ただし、鍵はかかりませんので、留意してください。

5 その他

（1）施設・設備を破損・滅失した場合は、弁償していただくことがあります。

（2）グループの所有物をグループロッカー等に置かれ、紛失・破損などが生じても責任は負いません。

（3）他の利用者に迷惑を及ぼす行為があった場合は、直ちに利用を中止していただきます。

（4）施設管理者が妥当と判断した場合は、利用者に断りなく利用を中止することがあります。

【施設利用の手引き】

淡路文化会館ご利用について（本館・別館各室、講堂）

受付窓口では・・・

○事務室でご利用施設の鍵をお渡しします。

施設利用時は・・・

- 照明の点灯・消灯は各自でお願いします。
- 講堂の音響照明機器操作については、職員の指示に従ってください。
- 会議室・視聴覚教室・美術展示室・資料室・和室の空調については、事務室で管理しています。室温調整のご要望等ございましたら事務室へご連絡願います（☎0799-85-1391）。
- 調理教室・パフォーマンススペース・プラザルームの個別空調機器については各自で操作出来ますが、ご利用に当たっては節電にご協力願います（設定温度は夏28度以上、冬18度以下で利用願います）。
- 机・椅子などはご利用方法に応じて並べ替えていただいてもかまいません。
- ご利用の際、貼り紙を掲示する場合は壁や窓ガラスなどに直接貼らないようお願いします。
- 非常口・消火器具などの周りには物を置かないでください。

ご利用後は・・・

- ご利用時間については、お申込みいただいた時間内に退出願います。
（例：9時～12時までのご利用の場合は、12時には部屋を退出してください。）
- お帰りの際は事務室へお声かけいただきますようお願いいたします。
- ご利用後の机・椅子などは、ご利用前の並びに戻していただきますようお願いいたします。
- 講堂・パフォーマンススペース・美術展示室については、机椅子は全て収納願います。
- ご利用後は、開けた窓は必ず閉め、消灯・施錠を確実に行ってください。
また、個別空調機器を利用された場合、電源オフを確実に行ってください。
- 貸し出した鍵・備品・事務用品を事務室へ返却願います。

その他、文化会館の職員の指示に従うようお願いいたします。

当館は**敷地内全面禁煙**です。

施設内では火気の使用・危険物品の持込みは禁止です。

ご協力お願いします。

※「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

※利用設備・貸出備品に破損があった場合は、すみやかに事務室に報告して下さい。

その場合、原状回復に要する費用をご負担いただく場合があります。

淡路文化会館ご利用について（体育館多目的スペース・更衣室）

受付窓口では・・・

○事務室でご利用施設の鍵をお渡しします。

施設利用時は・・・

- 照明の点灯・消灯は各自でお願いします。
- 個別空調機器については各自で操作出来ますが、ご利用に当たっては節電にご協力願います（設定温度は夏28度以上、冬18度以下で利用願います）。
- 床を傷つけないよう室内用シューズをご使用ください。
（屋外で使用された靴をぞうきん等で拭いて室内で使用したり、社交ダンス・タップダンス等の床を傷つける恐れのあるシューズを使用したりすることはご遠慮ください。）
- 飲食はエントランスで取っていただき、室内ではお控えください。
- 傘等のとがった物、硬い物はフロアを傷める恐れがありますので持ち込まないでください。
- ラインテープは、フロア表面の塗料はがれの原因になりますので、使用しないでください。
- 更衣室のシャワールームをご利用の際は、水温を十分確認し、やけどなどしないようご注意ください。またシャワールームで水分を十分拭き取ってから更衣室へお戻りください。
- 非常口・消火器具などの周りには物を置かないでください。

ご利用後は・・・

- ご利用時間については、お申込みいただいた時間内に退出願います。
（例：9時～12時までのご利用の場合は、12時には部屋を退出してください。）
- お帰りの際は事務室へお声かけいただきますようお願いいたします。
- ご利用後は必ずモップがけをしてください。
- ご利用後は、開けた窓を必ず閉め、消灯・施錠を確実に行ってください。
また、個別空調機器を利用された場合、電源オフを確実に行ってください。
- 貸し出した鍵を事務室へ返却願います。

その他、文化会館の職員の指示に従うようお願いいたします。

当館は敷地内全面禁煙です。

施設内では火気の使用・危険物品の持込みは禁止です。

ご協力お願いします。

※「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

※利用設備・貸出備品に破損があった場合は、すみやかに事務室に報告して下さい。
その場合、原状回復に要する費用をご負担いただく場合があります。

淡路文化会館ご利用について（体育館体育室・更衣室）

受付窓口では・・・

○事務室でご利用施設の鍵をお渡しします。

施設利用時は・・・

○照明の点灯・消灯は各自でお願いします（照明スイッチは体育室入口右側の壁面にあります）。

○器具庫に備え付けの体育用具を自由にご利用ください。

※ バレー・バドミントン・テニスのポールやネット、卓球台や卓球のラケット・ボールはございますが、ほかの備品はございませんので各自でお持ち込みください。

○靴は体育館専用シューズを使用してください。

（屋外で使用された靴を、ぞうきん等で拭いて体育室内で使用することはご遠慮ください。）

○飲食はエントランスで取っていただき、体育室内ではお控えください。

○体育室内で机や椅子等を使用されることはフロアを傷める恐れがありますのでご遠慮ください。また、傘等のとがった物、硬い物もフロアを傷める恐れがありますので持ち込まないでください。

○ラインテープは、フロア表面の塗料はがれの原因になりますので、使用しないでください。

○更衣室のシャワールームをご利用の際は、水温を十分確認し、やけどなどしないようご注意ください。またシャワールームで水分を十分拭き取ってから更衣室へお戻りください。

○非常口・消火器具などの周りには物を置かないでください。

ご利用後は・・・

○ご利用時間については、お申込みいただいた時間内に退出願います。

（例：9時～12時までのご利用の場合は、12時には部屋を退出してください。）

○お帰りの際は事務室へお声かけいただきますようお願いいたします。

○ご利用後は必ずモップがけをしてください。

○ご利用後の体育用具などは、器具庫に戻していただきますようお願いいたします。

○ご利用後は、開けた窓を必ず閉め、消灯を確実に行ってください。

○貸し出した鍵を事務室へ返却願います。

その他、文化会館の職員の指示に従うようお願いいたします。

当館は敷地内全面禁煙です。

施設内では火気の使用・危険物品の持込みは禁止です。

ご協力お願いします。

※「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

※利用設備・貸出備品に破損があった場合は、すみやかに事務室に報告して下さい。

その場合、原状回復に要する費用をご負担いただく場合があります。

淡路文化会館ご利用について（グラウンド・多目的グラウンド）

受付窓口では・・・

- 事務室でご利用施設の鍵をお渡しします。
- 体育館西側に隣接する体育倉庫に道具類等を保管したい場合は、予め事務室に申し出てください。

施設利用時は・・・

- サッカーゴール・移動式フェンスなどの備品を自由にご利用ください。
- 白線に使用する石灰については、利用される方でご用意します。ラインマーカーはお貸しします。
- 野球の大会、硬式球の使用は、設備の制約や施設の管理上お断りしています。
- グラウンドの状態（ぬかるみ等）により整備してもご利用前の状態に戻すことが困難と会館が判断した場合、ご利用をお断りまたは中止をお願いすることがあります。
- 夜間照明設備が無いことから、通常夜間の利用は行っておりませんが、7・8月は19時まで利用可能とします。
- 非常口・消火器具などの周りには物を置かないでください。

ご利用後は・・・

- ご利用時間については、お申込みいただいた時間内に退出願います。
（例：9時～12時までのご利用の場合は、12時には退出してください。）
- お帰りの際は事務室へお声かけいただきますようお願いいたします。
- 使用後は必ず整備を行いご利用前の状態に戻してください。
- ご利用後の設備を、元の位置に戻していただきますようお願いいたします。
- ご利用後は、施錠を確実に行ってください。
- 貸し出した鍵を事務室へ返却願います。

その他、文化会館の職員の指示に従うようお願いいたします。

当館は敷地内全面禁煙です。

施設内では火気の使用・危険物品の持込みは禁止です。

ご協力お願いします。

※「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

※利用設備・貸出備品に破損があった場合は、すみやかに事務室に報告して下さい。
その場合、原状回復に要する費用をご負担いただく場合があります。

淡路文化会館ライブラリー利用規程

(趣旨)

- 1 この規程は、淡路文化会館が所有する図書及び視聴覚資料等（以下、「資料等」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

- 2 資料等の利用ができる者は、淡路文化会館を利用する個人及び団体とする。

(利用の方法)

- 3 利用の方法は次に掲げる方法とする。

(1) 館内閲覧

- ・資料を閲覧する場合は、別に定める利用申請書（様式1）に必要事項を記入する。
- ・閲覧場所は本館2階「伝統文化コーナー」とする。
- ・閲覧時間は淡路文化会館が開館している時間内とする。

(2) 館外貸出し

- ・貸出しを受ける場合は、別に定める利用申請書（様式1）に必要事項を記入する。
- ・貸出し点数は7点までとする。ただし、館長が認めた場合は7点を超えて貸出せるものとする。
- ・貸出しを受けた者が資料等を返還するときは利用申請書と照合・確認の上返還するものとする。

(貸出しできない資料等)

- 4 次に掲げる資料等は貸出しを禁止する。ただし、館長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 寄託資料等で貸出しを制限されたもの
- (2) 特に損傷し、または減失しやすい資料等
- (3) その他、館長が貸出しを不相当と認めた資料等

(利用者の遵守事項)

- 5 資料等を利用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 資料の貸出しを受けたものは、受けた日から2週間以内に返還しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その指定する日に返還するものとする。
- (2) 館長は、業務上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず当該資料等の返却を求めることができる。
- (3) 利用する資料等の取り扱いについては、破損及び紛失等のないように扱わなければならない

ならない。

(損害の弁償)

- 6 利用するものが資料等もしくは設備機器等を損傷または紛失したときは、現品または相当の対価をもって弁償しなければならない。

(利用の制限)

- 7 この規程に違反した利用者に対して、館長は資料等の利用の禁止を命ずることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日より施行する。
(兵庫県立淡路文化会館郷土資料等の図書及び視聴覚教材貸出要項及び淡路視聴覚ライブラリー利用規則の廃止)
- 2 兵庫県立淡路文化会館郷土資料等の図書及び視聴覚教材貸出要項は、廃止する。
視聴覚ライブラリー利用規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第17号)は、視聴覚ライブラリー利用規則を廃止する規則(平成20年兵庫県教育委員会規則第2号 平成20年4月1日施行)により廃止となる。
(以下、廃止された要項・規則を「旧規程」という。)
- 3 この規程施行の際現に旧規程により登録及び貸出しを受けている個人及び団体は、この規程により貸出しを受けているものとみなす。

【令和4年度高齢者大学年間講座】

令和4年度 いざなぎ学園大学 年間講座（4年制）

回	講座日		講座内容等			
			1年生	2年生	3年生	4年生
①	4月20日	水	入学式・開講式・全体オリエンテーション（記念講話含む）			
②	4月27日	水	「鉄」から見た国生みの島・淡路			
③	6月1日	水	バイオリンと箏による入門鑑賞会			
④	6月15日	水	交通安全	高齢者の食と運動	グリーンボランティア	応急処置等
⑤	6月22日	水	【午前】鎌倉殿の13人①			
⑥			【午後】環境美化			
⑦	7月6日	水	淡路島を造り上げた活断層と大地震			
⑧	7月13日	水	淡路島の未来の姿 ～あわじ環境未来島構想と地域ビジョン2050～			
⑨	9月7日	水	地域活動と音楽			
⑩	9月14日	水	鎌倉殿の13人②			
⑪	10月19日	水	スマホと情報モラル・消費者トラブル			
⑫	11月9日	水	淡路文化会館50周年記念事業（記念講演含む）			
⑬	11月30日	水	戦後政治史その2 田中角栄退陣から現在まで			
⑭	12月7日	水	今日から出来るセルフマネジメント ※兵庫教育大学との連携事業			
⑮	1月18日	水	身体を動かして健康寿命を延ばそう			
⑯	1月25日	水	地域防災			
⑰	2月15日	水	講談「徳川家康 危機一髪物語」			
⑱	3月1日	水	淡路島の地震の歴史			
⑲	3月8日	水	修了式・閉講式			

令和4年度 いざなぎ学園大学 年間講座（大学院）

回	講座日		講座内容等	
			1年生	2年生
①	4月20日	水	入学式・開講式・全体オリエンテーション（記念講話含む）	
②	5月13日	金	【基礎講座】 地域づくり活動基礎①	【応用講座】 企画書づくり
③	5月20日	金	【課題演習】 淡路探求講座	【実践演習】 グループ実践演習①
④	5月27日	金	【課題演習】 実践実習講座	【実践演習】 グループ実践演習②
⑤	6月10日	金	【基礎講座】 企画運営の手法	【応用講座】 企画書検討
⑥	6月24日	金	【事例研究】 現地視察① 「沼島」	【実践活動】 現地視察① 「淡路人形浄瑠璃」
⑦	7月8日	金	【課題演習】 淡路探求講座	【実践演習】 実践検証① 「校歌について」
⑧	8月19日	金	【課題演習】 実践実習講座	【実践演習】 実践検証② 「塩づくりについて」
⑨	9月2日	金	【課題演習】 実践実習講座	【実践演習】 グループ実践演習③ 「北淡歴史民俗資料館を訪ねて」
⑩	9月9日	金	【課題演習】 淡路探求講座	【実践演習】 グループ実践演習④ 「廃校跡地利用を通しての地域の活性化について」
⑪	9月30日	金	【事例研究】 現地視察② 「五斗長垣内遺跡 他」	【実践演習】 現地視察② 「日本遺産 伊弉諾神宮探訪」
⑫	10月7日	金	【課題演習】 実践実習講座	【実践演習】 グループ実践演習⑤ 「移住者の方々を囲んで」
⑬	10月21日	金	【課題演習】 淡路探求講座	【実践演習】 グループ実践演習⑥ 「淡路瓦」「松帆銅鐸」
⑭	11月4日	金	【事例研究】 研修旅行	【実践活動】 研修旅行
⑮	11月9日	水	【基礎講座】 淡路文化会館50周年記念事業 （記念講演を含む）	【応用講座】 淡路文化会館50周年記念事業 （記念講演を含む）
⑯	11月18日	金	【課題演習】 実践実習講座	【実践演習】 グループ実践演習⑦
⑰	12月9日	金	【課題演習】 活動検証・考察	【実践演習】 実践検証③
⑱	1月13日	金	【基礎講座】 地域づくり活動基礎②	【実践演習】 論文作成①
⑲	1月20日	金	【課題演習】 まとめ作成①	【実践演習】 活動のまとめ
⑳	2月3日	金	【課題演習】 まとめ検証	【応用講座】 論文作成②
㉑	2月17日	金	【課題演習】 まとめ作成②	【実践演習】 論文作成③
㉒	3月8日	水	修了式・閉講式・実践発表	